

## 只見町狂犬病予防法施行細則

(登録の申請)

第1条 狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。)第3条の申請書は、犬の登録申請書(様式第1号)とする。

(鑑札等の様式)

第2条 省令第5条の規定による鑑札は、様式第2号とする。

2 省令第12条第3項の規定による注射済票は、様式第3号とする。

(鑑札等の再交付)

第3条 省令第6条第1項及び第13条第1項の規定による申請は、鑑札等再交付申請書(様式第4号)を提出して行なうものとする。

(犬の死亡の届出)

第4条 省令第8条第1項の届出書は、犬の死亡届出書(様式第5号)とする。

(登録事項の変更の届出)

第5条 省令第9条の届出書は、犬の登録事項変更届出書(様式第6号)とする。

(指導、助言及び勧告)

第6条 町長は、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)第4条又は第5条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下「犬の所有者等」という。)に対し、登録又は予防注射を受けることを確保するために必要な指導及び助言をするものとする。

2 町長は、犬の所有者等が法第4条又は第5条の規定を遵守していないと認める場合において、公衆衛生及び公共の福祉上必要があると認めるときは、犬の所有者等に対し、相当の期限を定めて、登録又は予防注射を受けるべき旨の勧告をするものとする。ただし、予防注射を受けるべき犬に疾病その他の理由がある場合において、その犬の所有者等から獣医師が交付した証明書の提示があったときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づき交付を受けている鑑札及び注射済票は、この規則による改正後の規定に基づき交付を受けた鑑札及び注射済票とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づき提出している申請書等は、この規則による改正後の規定に基づき提出した申請書等とみなす。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。